

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	西淀工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ	5,720,000	令和6年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
2	八尾工場通風設備緊急復旧工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	7,370,000	令和6年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
3	西淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	西淀工場	(株) 日立プラントメカニクス	4,840,000	令和6年7月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	八尾工場電気計装設備整備工事	電気工事	八尾工場	富士電機(株)	29,920,000	令和6年7月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	平野工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	209,000,000	令和6年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	八尾工場通風設備緊急復旧工事(その2)	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	7,260,000	令和6年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	舞洲工場灰クレーンバケット整備工事	機械器具設置工事	舞洲工場	(株) 福島製作所	6,270,000	令和6年7月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	西淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ	463,100,000	令和6年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	八尾工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	八尾工場	(有) サヌキ環境エンジニアリング	26,400,000	令和6年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	平野工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置工事	平野工場	(株) 福島製作所	11,165,000	令和6年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	東淀工場排ガス分析計修繕(その2)	電気工事	東淀工場	富士電機(株)	1,925,000	令和6年9月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	令和6年度舞洲工場外壁タイル改修工事	建築工事	舞洲工場	(株) 竹中工務店	44,000,000	令和6年9月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第2四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 （随意契約理由番号）</a>
13	平野工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	平野工場	富士ホイスト工業（株）	15,345,000	令和6年9月20日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	八尾工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジ ニアリング（株）	309,650,000	令和6年9月25日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

株式会社タクマ

### 3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回ボイラー設備の故障により、炉の運転が不可能となっており、速やかな機能の復旧が必要のため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、速やかに復旧工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急復旧工事を実施する必要がある。

これらの設備は株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本復旧工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した株式会社タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場  
(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場通風設備緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

八尾工場の通風設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

今回、2号炉の通風設備である押込送風機が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場  
(電話番号 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社日立プラントメカニクス

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設の一部でごみの焼却処理を24時間連続で行っている。

クレーン設備はじん芥クレーンと灰クレーンがあり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは焼却灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社日立プラントメカニクスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場  
(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士電機株式会社

### 3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

本設備は、富士電機株式会社が独自の技術により設計・施工したものであり、本設備の整備を実施するためには、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、設計・施工した会社以外では、技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士電機株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場通風設備緊急復旧工事（その2）

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

八尾工場の通風設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

今回、1号炉の通風設備である押込送風機が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場  
(電話番号 072-923-4226)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場灰クレーンバケット整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社福島製作所

### 3 随意契約理由

ごみ焼却工場の灰クレーンバケットは、灰貯留ピット内の灰の積出し、積み替え、攪拌などを行うためのクレーン設備の主要部品である。灰クレーンバケットは、予備機も含め年間を通じ過酷な環境で使用しながら灰処理を安定的に行わなければならないことから、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要である。

当工場の灰クレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたもので、整備にあたっては設計当初の能力を回復させるとともに灰クレーンバケットに対して一貫した責任と性能についても保証させる必要がある。この条件を満たすのは当該バケットを設計・施工した株式会社福島製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社タクマ

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の一部である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持及び設備の適正な管理を図る必要がある。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは貯留されるごみを積替、攪拌、投入するために使用し、灰クレーンは灰ピット内の焼却残さ、捕集灰処理物等をトラックに積み込むために使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社福島製作所

### 3 随意契約理由

今回、整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社福島製作所のみである

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場排ガス分析計修繕（その2）

### 2 契約の相手方

富士電機株式会社

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場排ガス分析計は、24 時間連続で排ガス中の成分別の濃度を測定している装置である。

工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには、正確な連続測定による適正な公害監視を行う必要があるため修繕を行うものである。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・設置されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・設置した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・設置した富士電機株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号 06-6327-4541）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場外壁タイル改修工事

### 2 契約の相手方

株式会社竹中工務店

### 3 随意契約理由

本工事は、舞洲工場建設時に工場外壁の飾り柱装飾用に取り付けられた外壁タイルの改修を行うものである。

当工場の建築物は、フリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏が技術、エコロジーと芸術の調和をコンセプトに外観をデザインしたものであり、ユニークなデザインとなっている。世間からの注目度が高く、毎年多くの人々が工場見学に訪れているため、当工場の外観の一部である外壁タイルの改修は、当初のデザインの意向を十分尊重した上で実施する必要がある。

本工事の改修工法は、外壁タイルは取替えず、既設の外壁タイルに剥落防止及び美観回復を施して継続使用するものであるが、その施工には建築時の外壁タイルの取付方法や、飾り柱内部の構造を熟知していなければならない。また、美観回復には、ユニークなデザインへの十分な理解が必要である。さらに、改修後の建築物の主要構造における一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

このような条件を満たすのは、舞洲工場新築工事の施工者であり、本施設の設計・工事仕様を熟知している株式会社竹中工務店のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

### 3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉へごみ供給や残滓を搬出するための設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、24 時間連続で稼働しているごみの焼却処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場  
(電話番号 072-923-4226)